



2026年6月19日

各位

会社名 京阪神ビルディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 若林 常夫
(コード番号：8818 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員経営管理統括 堀 貴生
電話番号 (TEL06-6202-7331)

従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年2月27日に従業員持株会を通じた社員向け株式交付制度の導入を公表いたしましたが、本日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の従業員持株会である京阪神ビルディング従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じた株式の付与（以下「本スキーム」といいます。）として、下記のとおり、本持株会を割当予定先として、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月10日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 3,674株
(3) 処分価額	1株につき1,084円
(4) 処分価額の総額	3,982,616円
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 割当予定先	京阪神ビルディング従業員持株会

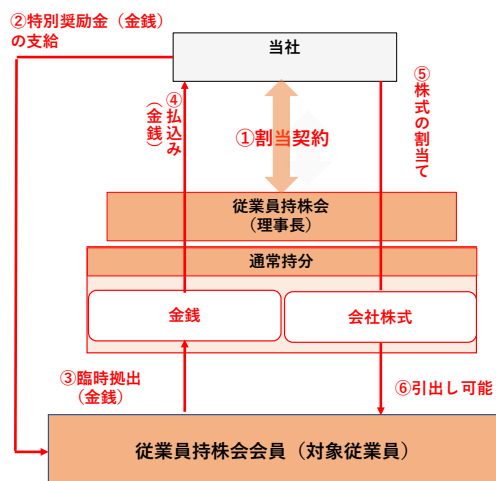
なお、本自己株式処分は、当社が2026年6月30日を基準日、同年7月1日を効力発生日として予定している当社普通株式を1株につき2株の割合（以下「本分割割合」といいます。）をもって分割する株式分割（以下「本株式分割」といいます。）後に行われることとなるため、上記における処分する株式数、処分価額及び処分価額の総額は、本株式分割後の株式数を前提として定めております。

2. 処分の目的及び理由

2026年2月27日付け「従業員持株会を通じた社員向け株式交付制度の導入に関するお知らせ」のとおり、本スキームは、部長・グループマネージャー等の管理職従業員に対して、中長期的な業績向上に向けて主体的に業務に取り組むことを促すとともに、将来の幹部候補となる人材としての経営参画意識の醸成及び士気向上に繋げるべく、管理職従業員が会社の成長を自らの成果として実感できるようにし、また、本制度を通じて本持株会に対する加入率が向上することも企図して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を、本持株会に加入する当社の従業員のうち、部長・支社長・グループマネージャー等の管理職であり、かつ本制度に同意する者（以下「対象従業員」といいます。）に対し、特別奨励金として付与するものです。

本自己株式処分は、当社が対象従業員に特別奨励金を支給し、当該特別奨励金の本持株会への拠出・本持株会による払込みをもって本持株会に対して自己株式を処分するもので、第三者割当の方法によるものです。

本スキームの仕組み



- ① 当社と本持株会が自己株式の処分及び割当てに関する株式割当契約を締結する。
- ② 当社が対象従業員に対し、特別奨励金を支給する。
- ③ 対象従業員が、本持株会に対して、特別奨励金を全額臨時拠出する。
- ④ 本持株会が、拠出された特別奨励金で第三者割当について払込みを行う。
- ⑤ 当社が本持株会に対して自己株式を付与する。
- ⑥ 対象従業員は、割り当てられた当社株式を個人名義の証券口座に引き出すことができる。なお、上記③及び④に係る実際の金銭の支払は、当社から本持株会の指定預金口座に対して直接振り込む方法により行う。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本スキームの導入を目的としています。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,168円を本分割割合に応じて調整した1,084円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的なものであって、本自己株式処分が本スキームに基づいて行われるものであることにも鑑みれば、特に有利な価額には該当しないものと考えています。

以上